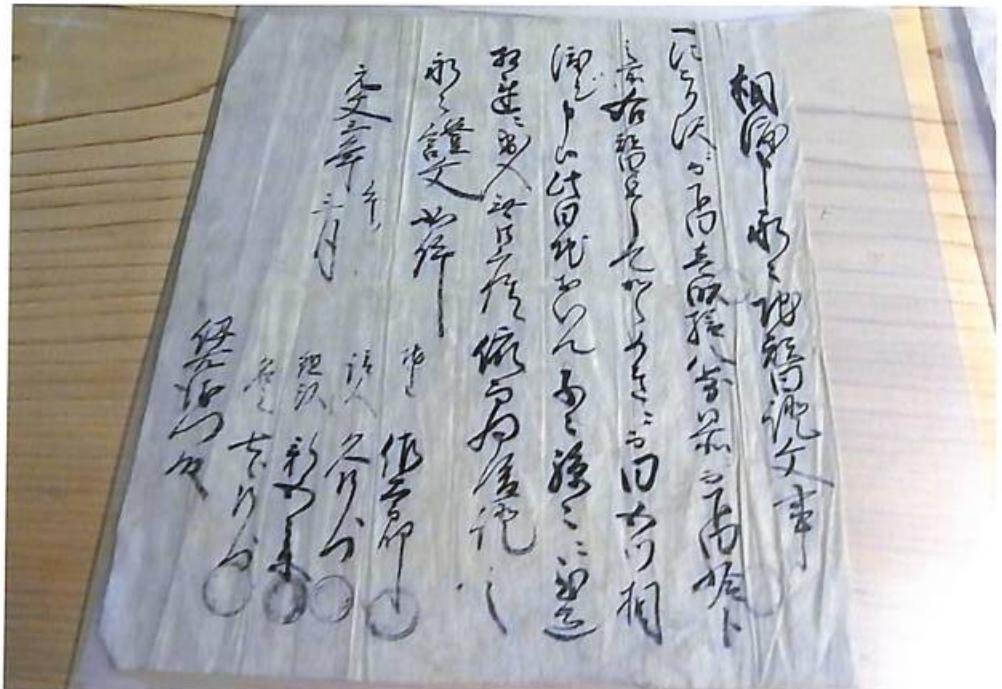


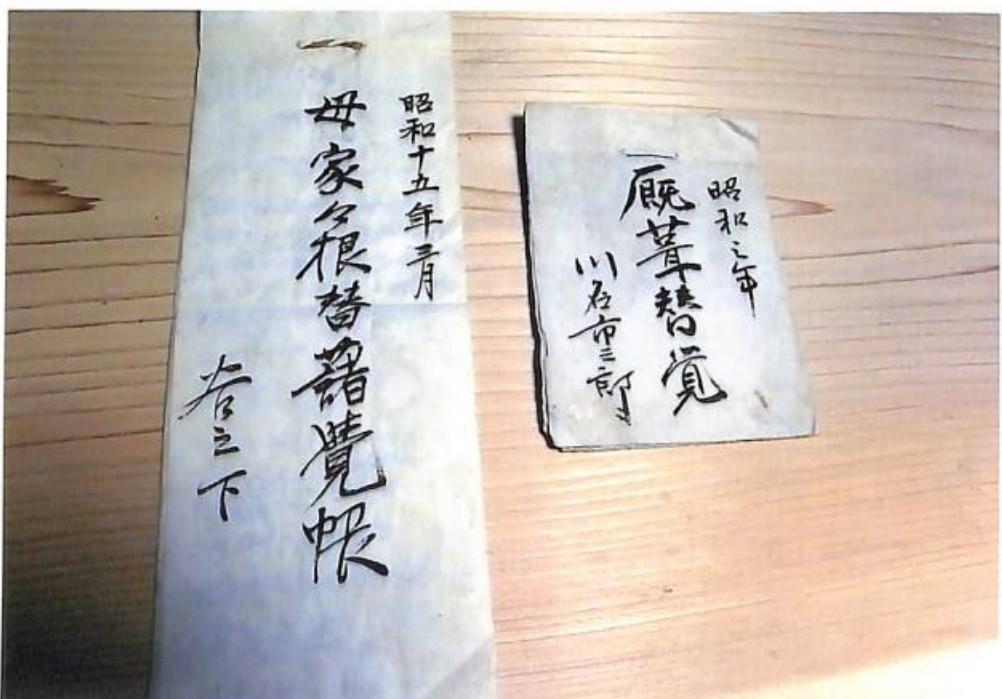
南房総市

旧川名家文書

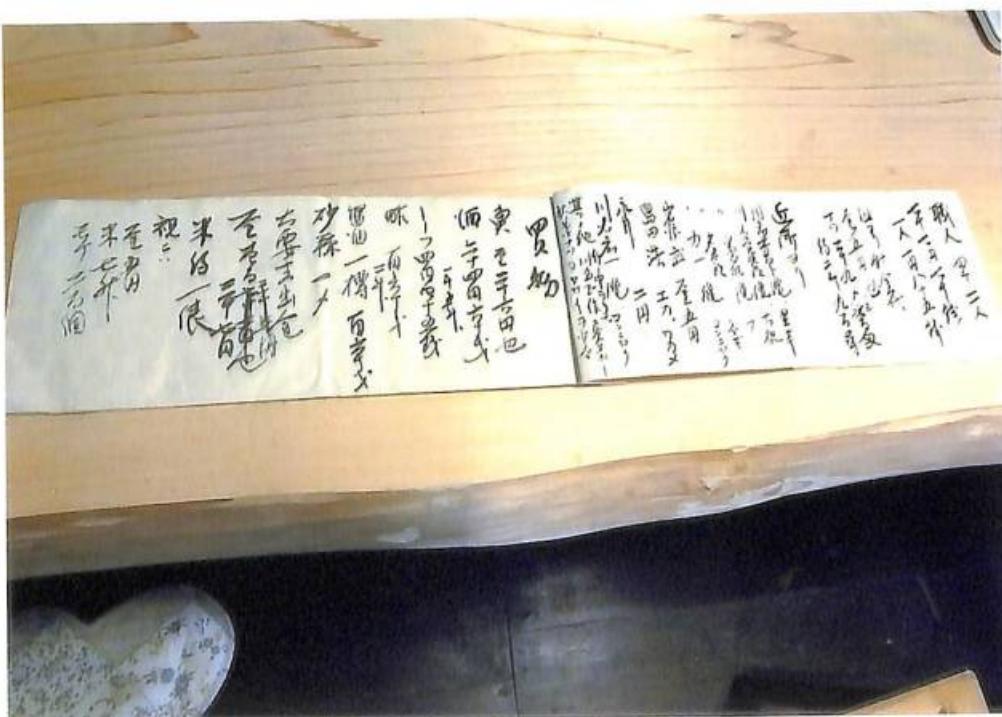


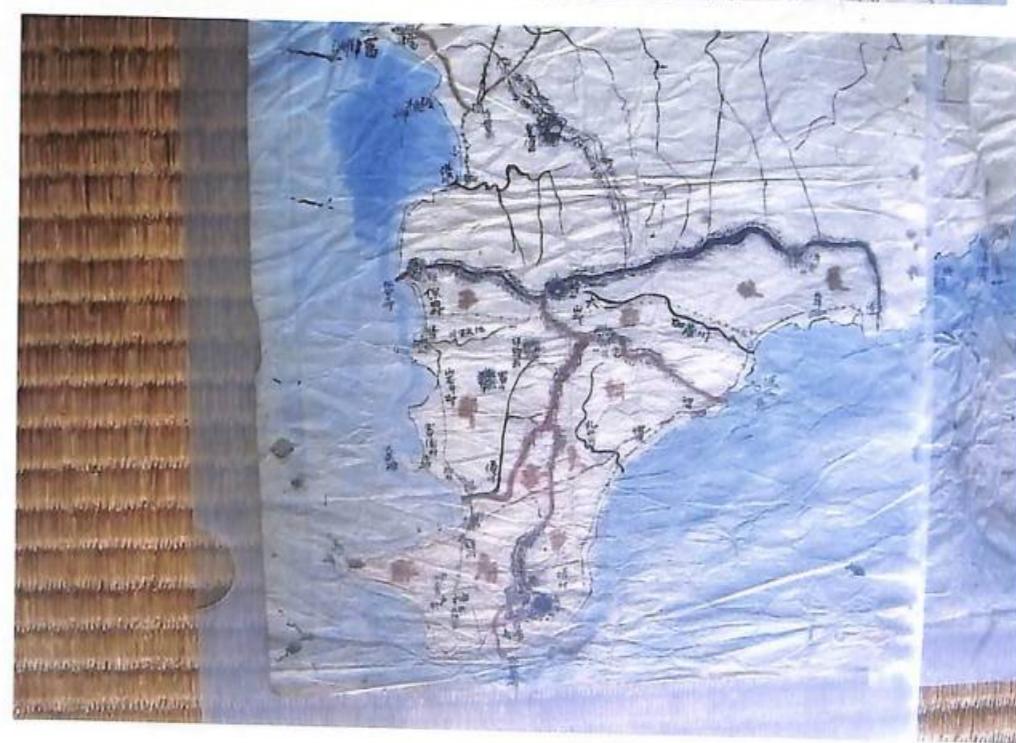
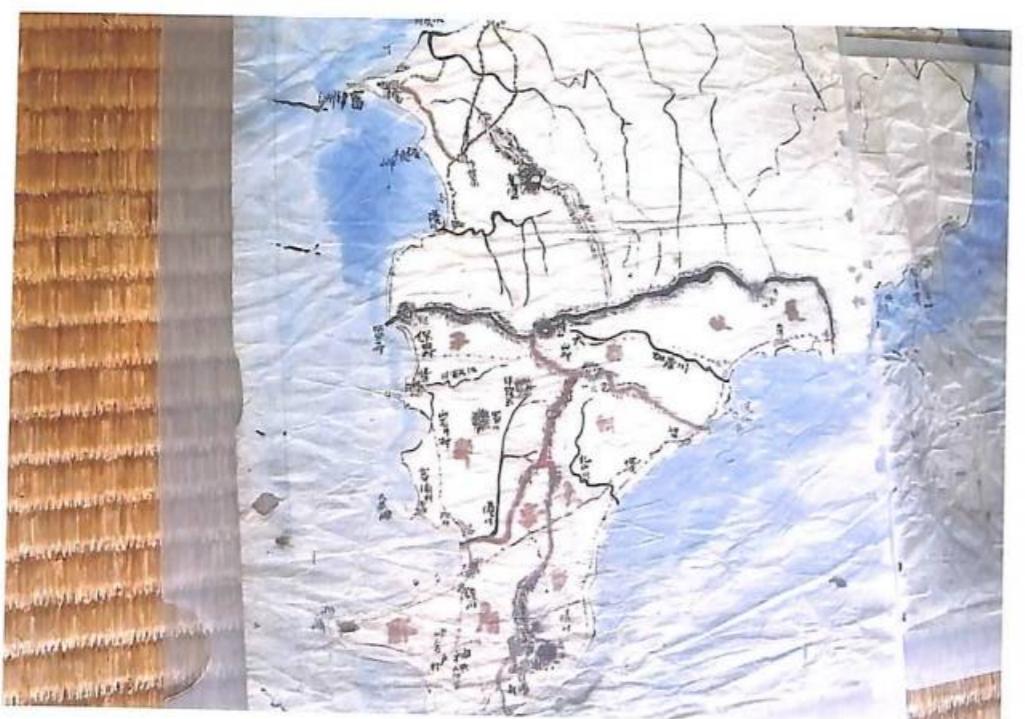
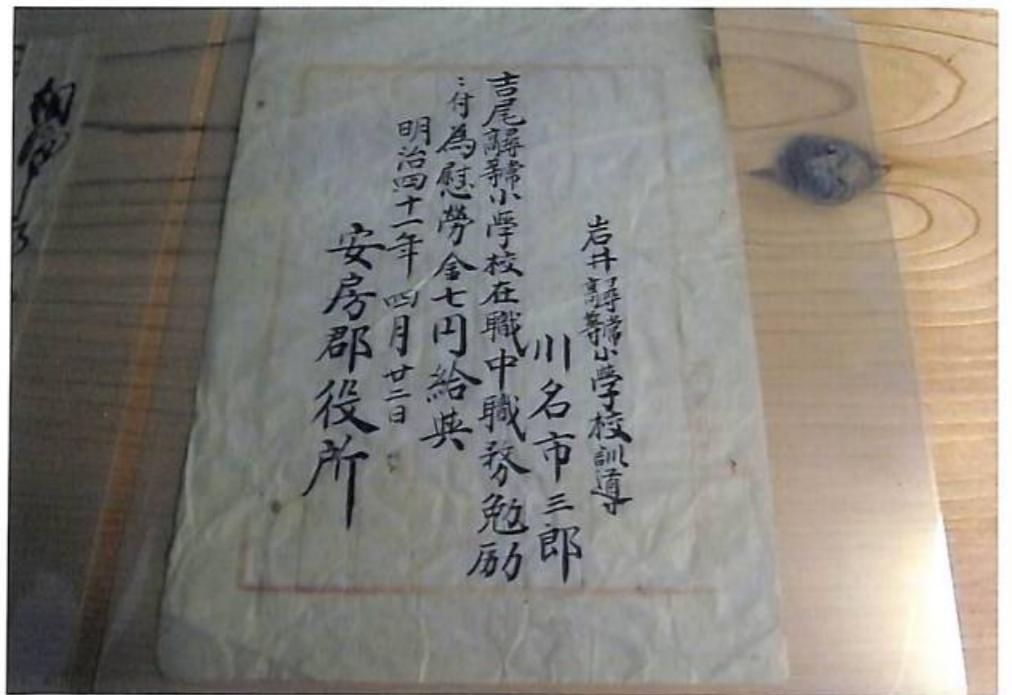
調査記録書

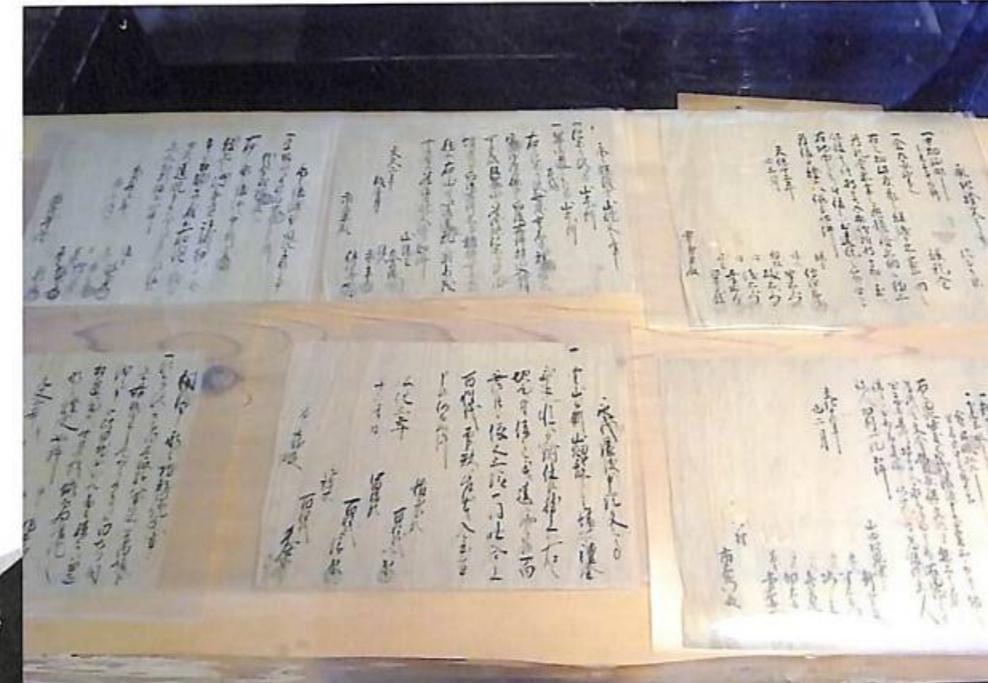
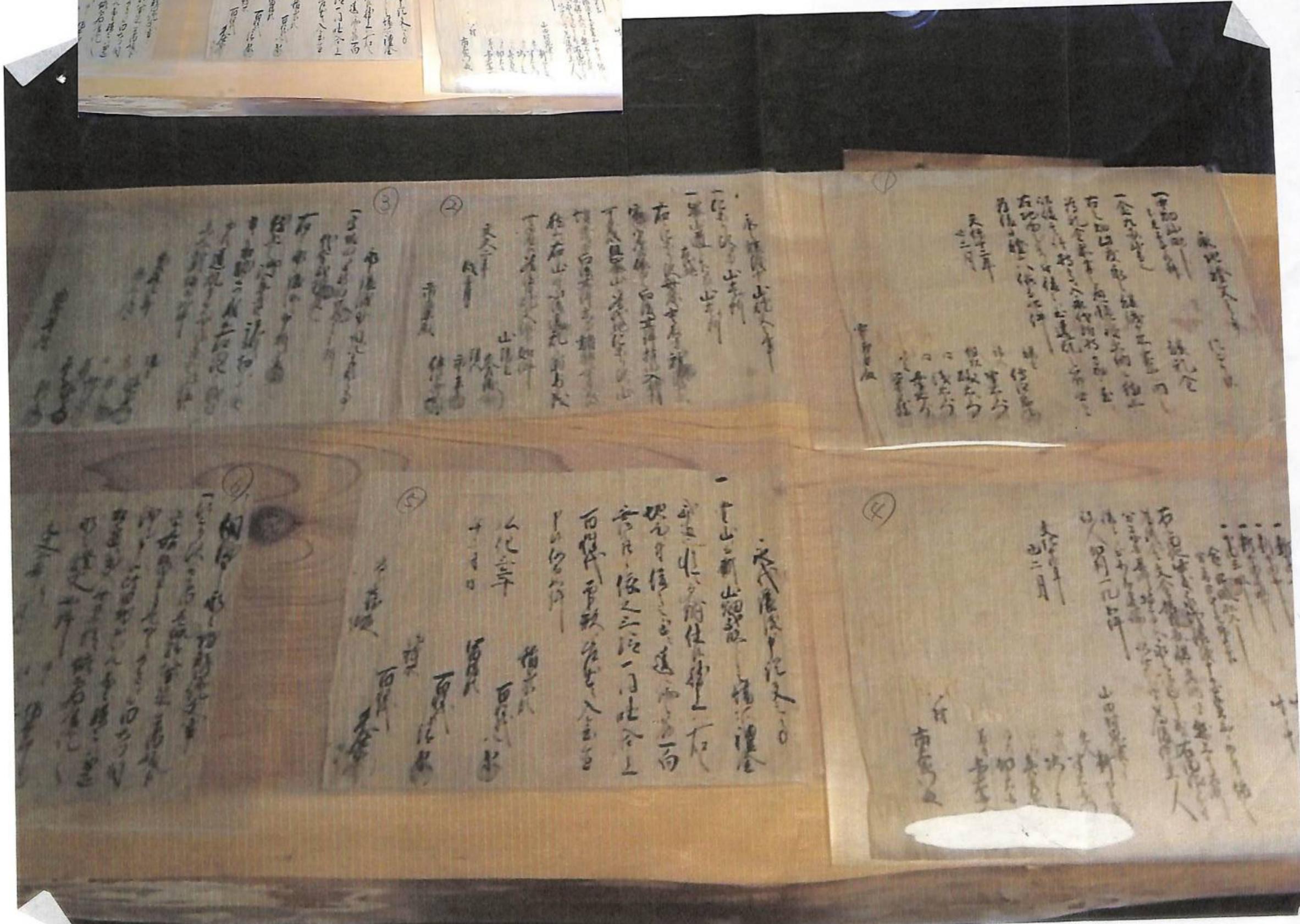
平成 28 年 11 月



市原の古文書研究会  
八幡史学館名所 100 選チーム







元文3年(1738) 南房総市・川名家文書(写真)

地替え証文

相渡し申す地替え証文のこと

に「」り沢にて下田一畝十八歩、同所にて下田十歩のところ、右替え口して「」にて田五つ相渡し申し候、「」の田地において子々孫々に至るまで相互に出入りござなく候、よつて後証のため

永々証文くだんのことし。

元文三年正月 地主 作太郎(印)  
証人 久郎右衛門(印)  
組頭 新五兵衛(印)

名主 七郎右衛門(印)  
伊左衛門殿

右代地  
右に「」り沢にてこのたび貴殿方へ譲渡申すといふ

一峰山道の下にて山一か所  
右に「」り沢にてこのたび貴殿方へ譲渡申すといふ  
実正に「」を候、よつては向後そこもと持山(に)入れ所持  
成られべく候。かつ峰山の代地に「」り沢山  
□口にて、向後そこもと方にて所持成られべく候、  
かかる上は右山につき、以後違乱の筋少しも  
ござなく候、後日のため証文よつてくだんの「」とし。

天保12年(1841) ほか 南房総市・川名家文書(写真)  
永地譲渡関係証文

文久二年 戸三月日 請け人 山譲渡人 久左衛門(印)

市兵衛(印)

伝四郎(印)

①永地証文のこと  
一中烟二畝歩 に「」り沢

□口一斗五(六?)升  
一金九両二分なり 譲り礼金

右の烟このたび永々譲渡申すところ実正なり。  
礼金として前處の通りたしかに受領致し候、しかる上は  
以後そこもと所持高に入れ、永代所持成られべく候、もつとも

③永々譲渡申す田地手形のこと  
一字□田にて新田二十口歩所  
代金二十文

右は永々譲渡申すところ実正なり  
かかる上は御年貢、諸掛り

昭和3年(1928) 南房総市・川名家文書(写真)  
うまや屋根葺き替え経費覚え

「 昭和三年  
廻暮き替え覚え  
川名市三郎」

岩井尋常高等小学校訓導  
川名重三郎  
吉尾尋常高等小学校在職中職務勵勤  
につき慰労金として金七円給与  
明治四十一年四月二十二日

安房郡役所

安房郡役所教員辞令

明治41年(1908) 南房総市・川名家文書(写真)

昭和15年(1940) 南房総市・川名家文書(写真)  
母屋々根替え諸覚え帳

「 昭和十五年  
母屋々根替え諸覚え帳  
谷之下」

明治中期から南房総市・川名家文書(写真)  
彩色千葉県全図

①千葉県北西部 幕張村、馬加、検見川千葉町、千葉寺、  
(蘇我か)町、八幡町、五井町、養老川、姉崎ほか  
②千葉県南西部 富津、富津洲、磯根岬、佐貫、保田村、  
岩井村、高浦村、館山ほか  
③千葉県北東部  
④千葉県北西部

方にて相勧め成られべく候。右田地の儀につき

□口違乱申す者ござなく候、後日のため  
受け人加判、よつてくだんの」とし。

慶応四年 辰六月 謾り人 「判読不能」

受け人 市兵衛 (印)

伝兵衛

百姓代 「判読不能」

名主 新兵衛 (印)

「判読不能」

④ (資料前文写真欠落)  
一新下田五 「欠落」  
一新下田一畝□歩  
一下田 三畝歩  
合わせ四畝十九歩  
合わせ高四斗一升七合

弘化三年 十二月日 稲葉氏  
百姓代 八兵衛 (印)  
富口氏  
百姓代 清兵衛 (印)  
御料所  
百姓代 久左衛門 (印)

市郎兵衛殿

右の田地このたび永代譲渡申すところ実正にござ候、これより

□金として文金十口両たしかに受納仕り候、かかる上は右□分  
分米そともと持ち高に入れ、永々所持成られべく候、右田作につき

後日に至り少しも違論の筋ござなく候、後証のため受け人

譲り人加判一札くだんのことし。

文化十四年 山田村田地譲り主 新五兵衛

丑二月

受け人 半右衛門

与頭 善左衛門 次兵衛

同 同 卵之太郎

名主 与右衛門

(印部分切り取りあり)

□村 市右衛門殿

⑤ 永代譲渡証文のこと

当山にて新山畑二畝歩の場所礼金  
一両なり、たしかに受納仕り候、かかる上は右の  
地面に付き後々の□、違論の筋一向  
ござなく候、これより三給一同咄 (話) 合いの上  
百姓代印形差し出し入念置き  
申し候、よつてくだんの」とし。

十二月日 稲葉氏  
百姓代 八兵衛 (印)  
富口氏  
百姓代 清兵衛 (印)  
御料所  
百姓代 久左衛門 (印)

市郎兵衛殿

⑥ 相渡し申す永々地替え証文のこと

一にござり沢 下田一畝十八歩 同所下田十歩

□右十二歩 「判読不能」にて五つ相

渡し申し候、この田地において子々孫々に至るまで  
相互に出入りござなく候、よつて後証のため  
永々証文くだんのことし。

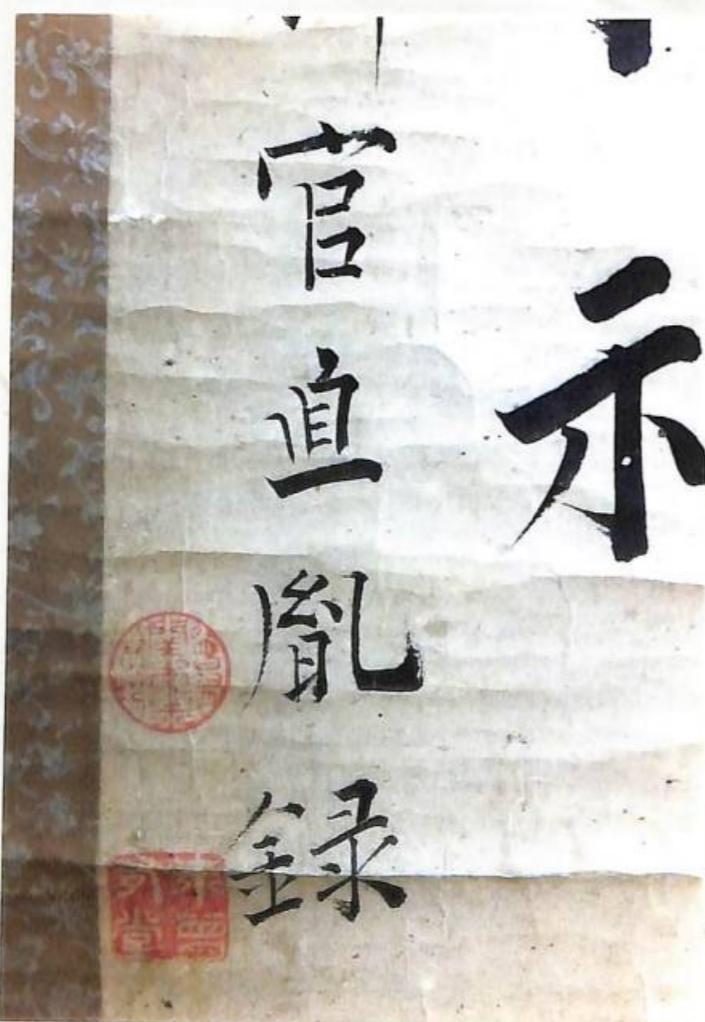




市原市 菊間

子安講 「阿須波神社」掛け軸

調査記録書



平成 28 年 11 月

市原の古文書研究会  
八幡史学館名所 100 選チーム

明治前期 || 菊間・徳永町会子安講資料

「阿須波神社」掛け軸

①紙本軸装「阿須波神社」

阿須波神社

八幡神社神官直胤錄

(印、印)

②阿波能須神社（菊間2341-2）||参考

右側面||徳永町会、子安講、おびしや保存会々員  
裏面||平成十七年五月吉日

③神額||参考

阿波能須神社

④碑文||参考

阿波能須神社碑

阿波能須神社の祭神は天比理刀咩命で洲崎大須神とも申します。その夫天大主命は安房神社の祭神であります。この二柱の神の子孫天口命は神武天皇の命を受け天大主命の斎部天口命の子孫を率い麻や穀物の栽培に適する土地を求めて阿波に赴きましたが、その一部は阿波から房州に渡来、さらに北上して菊間に定着すると天比理刀咩命を祭神として先祖発祥地の阿波の地名をとり阿波能須神社を造営祭祀しました。明治初年今井平太郎他十九名により社殿の改修再建が行われ、今日におよびましたが、いつの日にか忘れ去られるのを憂い、石碑を建て由来を記し、永く保存されることを祈念して発起人寄付者一同謹んでこれを記します。

昭和四十六年一月二十日 これを建てる

（裏面の再建者氏名を省略、解説は現代文としました）





平成記碑



秀 おしゃれ





